

岩手県告示第617号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第50条第2項の規定により、次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の認可があったものとみなされた。

平成26年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 大船渡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 大船渡市赤崎町字山口の一部
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年8月28日から平成28年3月31日まで
- 5 都市計画法第59条第1項の認可があったものとみなされた日 平成26年8月28日